

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業の 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	専らその職務に従事する常勤の者1名
サービス提供責任者 (※1)(※2) (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・旧介護職員基礎研修課程修了者 ・旧居宅介護従業者養成研修又は旧訪問介護員養成研修(以下「ヘルパー研修」という。)1級課程修了者 ・看護師、准看護師 ・居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧居宅介護従業者養成研修2級課程修了者含む)であって、3年以上介護等の業務に従事した経験を有する者 ・介護職員初任者研修課程修了者(旧ヘルパー研修2級課程修了者含む)であって、3年以上介護等の業務に従事した経験を有する者 	<p>△：居宅介護、同行援護及び行動援護の場合 以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の月間延べサービス提供時間(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問介護の合計)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ・当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ・当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 ・一定条件を満たした場合は50人又はその端数を増すごとに1人以上 <p>(※4)</p> <p>⊖：重度訪問介護の場合 (※5) 以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の月間延べサービス提供時間が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ・当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ・当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
従業者(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修課程修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・旧介護職員基礎研修課程修了者 ・旧ヘルパー研修1級課程修了者 ・旧ヘルパー研修2級課程修了者 ・看護師、准看護師 (以下重度訪問介護のみ) ・重度訪問介護従業者養成研修修了者 	常勤換算方法で2.5以上 (サービス提供責任者含む)

	※減算対象となるが配置可能な資格要件については、「厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）」を参照してください。	
--	-------------------------------------------------------------------------	--

- (※1) 同行援護及び行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件については、「同行援護の従業者の資格要件」及び「行動援護を行うための要件について」(P6～P8)をご確認ください。
- (※2) 「3年以上の介護等の業務に従事した経験を有する者」とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社席第29号厚生省社会局長、児童あて医局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」にある業務に従事した期間が通算 1,095 日以上かつ、当該業務に現に就労した日数が540 日以上ある者を指します。
- (※3) 介護職員初任者研修課程修了者又は居宅介護職員初任者研修課程修了者であって3年以上の介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者の資格要件とする取扱いは暫定的なものであることから、できる限り早期に、実務者研修又は介護福祉士の資格を取得するよう努めてください。
- (※4) 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。
 この場合次の点に留意する必要がある。
 ○「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であること。
 ○「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。
 ・居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。
 ・利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。
 ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。
- (※5) 重度訪問介護事業所が指定居宅介護、同行援護、行動援護、訪問介護及び移動支援の事業を併せて行う場合は、次のいずれかの方法により、サービス提供責任者の配置基準を算出すること。
 ① 前表 **A** の基準のいずれかに該当する員数
 ② 前表 **A** の基準（重度訪問介護分を除いた数値により算出）のいずれかに該当する員数と前表 **B** のいずれかに該当する員数の合計数
 なお、従業者の実員数による基準を用いる場合、重度訪問介護と居宅介護等の双方に従事する従業者については、前表 **A** の基準を適用すること。

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。 ※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。
- ③ 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。
- ④ 「看護師、准看護師」については、旧ヘルパー研修1級課程修了者相当とみなすことができます。
- ⑤ サービス提供責任者の配置基準は、前3月の平均値（新規指定の場合は推定数）によります。
なお、利用者の数について、通院等乗降介助のみの利用者は、0.1名として計算してください。

(注) サービス提供責任者の配置については、**常勤職員を基本としつつ**、次のとおり、非常勤職員（常勤換算）の登用を一定程度可能とすることができます。（下表参照）

- i (1) の配置基準 **A** の月間延べサービス提供時間の基準によりサービス提供責任者を配置する場合

月間延べサービス提供時間	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算 0.5人以上必要)
450 時間以下	1	1	0
450 時間超 900 時間以下	2	1	1
900 時間超 1,350 時間以下	3	2	1
1,350 時間超 1,800 時間以下	4	3	1
1,800 時間超 2,250 時間以下	5	4	1

- ii (1) の配置基準 **A** の事業所の従業者の数の基準によりサービス提供責任者を配置する場合

従業者の数	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算 0.5人以上必要)
10 人以下	1	1	0
10 人超 20 人以下	2	1	1
20 人超 30 人以下	3	2	1
30 人超 40 人以下	4	3	1
40 人超 50 人以下	5	4	1

iii (1) の配置基準 **A** の事業所の利用者の数の基準によりサービス提供責任者を配置する場合

利用者の数	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算 0.5人以上必要)
40人以下	1	1	0
40人超80人以下	2	1	1
80人超120人以下	3	2	1
120人超160人以下	4	3	1
160人超200人以下	5	4	1

iv (1) の配置基準 **A** の事業にて一定条件を満たしたうえで(上記※3参照)利用者の数の基準によりサービス提供責任者を配置する場合

利用者の数	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算 0.5人以上必要)
50人以下	3	3	0
50人超100人以下	3	3	0
101人超150人以下	3	3	0
151人超200人以下	4	3	1
201人超250人以下	5	4	1
251人超300人以下	6	4	2

v (1) の配置基準 **B** の月間延べサービス提供時間の基準によりサービス提供責任者を配置する場合

月間延べサービス提供時間	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算 0.5人以上必要)
1,000時間以下	1	1	0
1,000時間超2,000時間以下	2	1	1
2,000時間超3,000時間以下	3	2	1
3,000時間超4,000時間以下	4	3	1
4,000時間超5,000時間以下	5	4	1

vi (1) の配置基準 **B** の事業所の従業者の数の基準によりサービス提供責任者を配置する場合

従業者の数	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算 0.5人以上必要)
20人以下	1	1	0
20人超40人以下	2	1	1
40人超60人以下	3	2	1
60人超80人以下	4	3	1
80人超100人以下	5	4	1

vii (1) の配置基準 **B** の事業所の利用者の数の基準によりサービス提供責任者を配置する場合

利用者の数	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算 0.5人以上必要)
10人以下	1	1	0
10人超20人以下	2	1	1
20人超30人以下	3	2	1
30人超40人以下	4	3	1
40人超50人以下	5	4	1

(2) 設備に関する基準

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画	事務室…職員、設備備品が収容できる広さを確保すること 相談室…遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮したもので、利用者申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているものであること
必要な設備・備品	居宅介護等事業を実施するために必要な設備、備品 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備、備品

同行援護の従業者の資格要件

サービス提供責任者の資格要件について

○次のア及びイのいずれにも該当又はウ若しくはエに該当する者

- ア 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者初任者研修修了者で3年以上介護等の業務に従事した者、その他居宅介護のサービス提供責任者要件を満たす者
- イ 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者
 ※**従業者の資格要件について**のイ、ウにおける大阪府知事が同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）に相当するものとして認める研修を修了した者を含みます。
- ウ 同行援護従業者養成研修（一般課程）＋視覚障害者の介護等の業務3年以上＋同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）
- エ 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準じる者

従業者の資格要件について

○次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キのいずれかに該当する者（カ、キについては、減算あり）

- ア 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者
- イ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を修了した者
- ウ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を受講中であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了した者
- エ 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験を有する者
- オ 厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーション学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
- カ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程を修了した者等であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験を有する者
- キ 令和6年3月31日において、地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者（令和9年3月31日までの経過措置）

※**従業者の資格要件について**のイ及びウにおける『同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修』は次のとおりです。

（一般課程相当） 注）同行援護従業者養成研修を受講の際には一般課程の受講が免除されます。

- ・平成2年度から平成8年度まで大阪府が実施した「ガイドヘルパー養成研修」
- ・「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障第90号）」に基づき実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）

- ・ 廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- ・ 廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修
- ・ 大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき実施した大阪府移動支援従業者養成研修(視覚障害課程)
- ・ 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

(一般課程及び応用課程に相当)

- ・ 社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修

(参考)

大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施したガイドヘルパー(移動支援従業者、外出介護従業者)養成研修は大阪府が同行援護従業者養成研修(一般課程)相当と認める研修です。

参照：関係法令

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成23年9月22日厚生労働省告示第335号) 一部抜粋

第1条

八 平成23年9月30日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十二 平成23年9月30日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

行動援護を行うための要件について

「行動援護」を提供するためには、当該事業所に以下の資格要件を満たす従業者（ヘルパー）及びサービス提供責任者を配置することが必要です。

1 **サービス提供責任者の資格要件について**

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者に対する直接支援業務に従事した期間が通算1095日（3年）以上かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上であること。

2 **従業者の資格要件について**

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者に対する直接支援業務に従事した期間が通算365日（1年）以上かつ、介護等の業務に現に就労した日数が180日以上であること。

知的障害者・知的障害児・精神障害者に対する直接支援業務（例）

施設・事業種別	職種
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助	ヘルパー、生活支援員、職業指導員など介護等を行う業務
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	児童指導員、保育士など介護等を行う業務
上記に相当する事業	上記に相当する業務

経過措置について

令和3年(2021年)3月31日までに下記の要件を満たしていた場合、令和9年3月31日までは当該業務に従事することができます。

1 **サービス提供責任者**

居宅介護サービス提供責任者の要件を満たし、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者に対する直接支援業務に従事した期間が通算1825日（5年）以上かつ、介護等の業務に現に就労した日数が900日以上であることで足りるものとする。

2 **従業者**

居宅介護従業者の要件を満たし、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者に対する直接支援業務に従事した期間が通算730日（2年）以上かつ、介護等の業務に現に就労した日数が360日以上に従事経験を有する者にあつては、要件に適合するものとみなす。